

岡山市民のくらしと福祉を守り、安全・安心の岡山市を

基本的要求項目

- 1、15年戦争の痛苦の教訓にたつて国民の総意によってつくられた平和憲法の改悪を許さないこと。
- 2、憲法・地方自治法の理念にもとづき、住民のくらし・福祉を基本にして総合計画・中期指針をみなおし健全で計画的な行政執行・財政運営の市政をおこなうこと。
- 3、テロも戦争も許さず、イラクへの自衛隊派兵に反対の表明をすること。平和都市宣言にふさわしく、今年こそ平和館（仮称）の建設など平和行政を確立し、市民の願いに応えること。
- 4、合併・政令市推進をやめて、情報公開、住民合意につとめ、拙速な法定協議会への移行はしないこと。
- 5、医療費負担増、年金削減、消費税増税など市民いじめの政策に反対し景気回復を図るよう国に求め、市民のくらし・営業・営農を守り発展させること。
- 6、財政難のもと、特定企業の利益を優先する再開発事業・デジタルミュージアム・足守川パイプライン・操車場跡地計画など財政を圧迫する大型公共事業は先送り・見直しを検討し、市民のくらし、福祉、教育を中心とした予算に切り替えること。
- 7、教育基本法の改悪に反対をすること。教育予算を増やし、競争教育でなく全ての子どもたちが、成長・発達できるよう基礎・基本の学力を保障し、市民道徳を身につける教育及び事実にもとづく歴史教育をおこなうこと。

具体的要求項目

合併・政令市でなく、くらし福祉の充実を中心に町づくりを 企画局関係

- 1、岡山市政の指針は、合併して政令市をめざすのではなく、住民のくらし・福祉の充実を柱とした町づくりをすること。
- 2、無駄な公共事業である苦田ダムの建設負担金の支出をやめること。
- 3、PFI・プロポーザル事業の実施にあたっては、透明性、公共性、公開性、競争性、妥当性の確保を厳守し、住民の意見の尊重、議会での十分な審議を保障すること。
- 4、（株）リットシテイの経理、事業内容を明らかにすること。
- 5、芸術・文化の育成を大切にし、施設整備とともに芸術・文化の指導者・文化団体の育成・援助を積極的に行うこと。
- 6、シンフォニーホールなどの文化施設は鑑賞・創造団体と定期的懇談をもち、その意見を反映して文化行政を充実させること。
- 7、市立美術館の建設を検討すること。

- 8、デジタルミュージアムは、インフォメーションとデジタルアーカイブ等に限定し過大投資にならないようにし、総合歴史博物館（仮称）構想のひとつとして位置づけること。
- 9、ミニ美術館・ミニ博物館配置など有効なまちづくり対策をすすめること。

市長会の会場で飲食はやめること

秘書広報室関係

- 1、いわゆる「戦争法」に岡山市は協力しないこと。
- 2、市長会の会議における飲食をやめること。
- 3、新聞等を使用しての広報にあたっては、市民が知りたい市政情報を効果的に実施すること。

国民健康保険課は保健福祉局へ

市民局関係

- 1、憲法違反の自衛隊の隊員募集記事を「市民のひろば・おかやま」に掲載しないこと等関係業務をおこなわないこと。
- 2、コミュニティハウスの全小学校地区への整備をすすめ、管理委託料の増額をはかること。
- 3、町内会集会所建設補助金を増やし、下水道工事費用を補助対象にし、改修補助の期間を短縮すること。
- 4、ニーズの高い法律相談の回数を増やすとともに、受付システムを改善すること。
- 5、市民の意見聴取にあたっては、IT 利用のパブリックコメント方式だけでなく、公聴会などの方法を含め幅広く適切に行うこと。パブリックコメントの受付期間を1ヶ月以上とすること。
- 6、市民協働のまちづくりの立場から、NPO 法人組織など非営利団体が安心して活動できるよう支援すること。
- 7、市民協働のまちづくり条例の運用にあたっては
市有財産管理を適正にすること。
特定非営利法人の認定審査を厳正にすること。
「事務局・審査会」を改善すること。
- 8、ワンストップ行政サービスは、市民の視点にたった行政を行うために、夜間・休日の対応等市民に身近なところでの行政サービスの実施をすること。電子申請にあたっては、対費用効果、認証問題、プライバシー保護等よく精査すること。
- 9、国際交流事業については、15年戦争の反省をふまえ、平和・社会正義を前提に平等互恵でおこなうこと。
- 10、都市縁組については都市間交流とすること。
- 11、「男女共同参画社会促進条例」にもとづく計画に添い、施策の推進を図ること。

家庭内暴力の被害者の緊急一時保護施設及びステップハウスを設置すること。民間団体への助成措置をとること。関係機関会議を充実すること。

さんかく岡山の相談機能をさらに充実すること。

学校教育、生涯教育を通じて法及び条例・計画の普及、啓発を行うこと。マニュアルにもとづく性教育を充実すること。

1 2、国民健康保険制度について

1) 国民健康保健課は総務局とよく相談し保健福祉局に所管を変えること。

2) 国庫支出金の引き上げをもとめ、県の助成の充実及び一般会計からの繰り入れルールを見直すこと。

ア) 老人保健事業拠出金の過剰負担

イ) 県単独医療助成制度の影響分にかかる説原分を繰り入れること。

ウ) 滞納分を保険者に転嫁せず一般会計から繰り入れること。

3) 保険料を引き下げること。

4) 減免制度の充実をはかること。

5) 資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。

1 3、国の年金改悪に反対し、無年金者が生じないように啓発に努めるとともに無年金者救済制度の創設を国に要請し市として市民相談をひきつづき行うこと。

1 4、防犯灯設置・管理の市負担を引き上げること。

1 5、マンション問題の相談窓口を設置すること。専門家による個別相談会を実施すること。

総務局・収入約関係以後は後日書きます。